平成２１年（フ）第３５３号
宮崎市大橋３丁目134番地２　津守ビル305号
債務者　篠原　美子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０８号
宮崎県延岡市浜町5240番地３
債務者　日吉　正美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２４３号
宮崎県延岡市大瀬町１丁目４番地13
債務者　岩本　真吾
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３１０号
兵庫県明石市二見町西二見712―１
債務者　後藤　　裕
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
兵庫県明石市松が丘１丁目１―４―116
債務者　北川　静代
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
兵庫県明石市王子１丁目５―17　厚生年金住宅２―103号
債務者　岡田　大司
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
兵庫県明石市王子１丁目５―17　厚生年金住宅２―103号
債務者　岡田　有香
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
兵庫県明石市東藤江２丁目７―26　別所第２ラッキーハウス
債務者　柏木　輝明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
神戸市西区池上４丁目６―６―402
債務者　吉川　容子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
兵庫県明石市硯町２丁目５―３―302
債務者　橘　　千尋
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
神戸市西区北別府３丁目20―11―Ｂ―201
債務者　茂幾　麻未（旧姓北脇）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
兵庫県明石市大久保町大窪645―２―101
債務者　越智　　愛
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
神戸市西区井吹台東町４丁目18―27―204、旧住所神戸市西区井吹台東町１丁目２―１―３―101
債務者　岩井　京子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
兵庫県明石市北王子町５―25―101
債務者　井上　敏江
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
山口県岩国市錦見７丁目22番21号
債務者　大野　　稔
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１４０号
山口県岩国市錦見７丁目22番21号
債務者　大野　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２９６号
山口県下関市大字小月町2598番地10　サンライフらび201号
債務者　前田　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係